

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、公判期日の指定の違法をいうが、公判期日の指定は、刑訴法四三三条にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令」にあたらないから、本件抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年九月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	川	信	雄
裁判官	大	塚	喜	一郎
裁判官	吉	田		豊